

事務所通信

2008年10月号

No. 40



(秋を楽しむ)

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

<アドレスが変わりました!>

成長企業の発展原則

企業が繁栄発展するかどうかは、顧客の要求と時代の変化を正しくとらえて顧客のニーズに事業構造を合わせているかどうかで基本的に決まってしまう。その原則は決して難しいものではなく、大きく分けて次の三つになります。

一、切り捨てる原則……儲からないものをやめる！

市場の変化は目まぐるしく、顧客の要求も次々と変わっていきます。そのため、自社の事業・自社の商品は、市場と顧客の要求に合わなくなっていく。過去において優れた収益をもたらした商品が次第に、急速に、収益力を失っていきます。こうした商品は、過去はどうであれ、現在と将来において収益をもたらさないのなら切り捨てることこそ重要であり、温存させると会社の足を大きく引っ張ることとなります。経済的成果の達成という面から見ると至極当たり前のことが、いざ実行するという段になると、とても難しいことです。これをあえて行うことができるかどうかで、差がつくのです。

二、機会開発の原則……時代の波に乗っているもの、儲かるものを見つけ出す。

機会とは、経済的成果を上げるための隠れた可能性です。これを見つけ出し、実現させることです。それには、自社の現状を分析して検討を加えることと、市場の分析をすることが大切なのです。客観情勢が大幅に変わっていく中で、新たな顧客の要求を見つけ出し、新商品・新事業の開発、自社商品の改良、新市場・新規得意先の開拓等次々と手を打つことによって、経済的成果を手に入れることができるのです。

三、重点主義の原則……重要度の高いものは集中して行い、重要度の低いものは後に。

企業の持っている資源(人・物・金・時間・情報・技術)は有限であり、それに引き換え顧客の要求は無限とまではいかなくとも、企業の持っている資源で供給できる商品やサービスと比較して、はるかに大きなものです。だから、どんな大企業であっても顧客の要求をすべて満たすことなどとてもできないことであり、すべてを満たそうとすると結果的にどれも満たせなくなってしまいます。とすれば、有限の資源しか持っていない企業のあり方は、顧客の要求のある部分に事業を絞り、これに自社の資源と努力を集中することです。



役員給与

役員給与の改定

平成18年度の税制改正で役員給与(旧役員報酬)の取扱いが変わりました。すでに2年が経過しておりますが、一般的な定期同額給与についてご説明します(事前確定届出給与、利益連動給与については今回割愛します)。定期同額給与とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与のことをいい、損金算入が認められる役員給与の要件となっています。

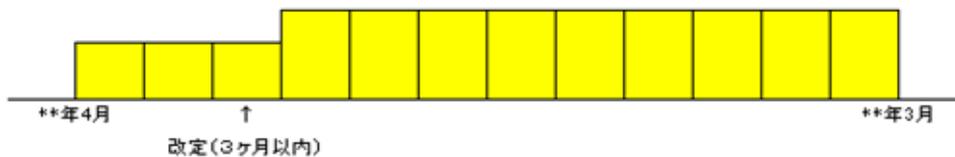
●定期同額給与とみなされる役員給与

1. 期首から3ヶ月以内に増額改定された定期給与

イ. 改定が期首から3ヶ月以内であること

ロ. 改定前の各支給時期における支給額が同額であり、かつ、改定以後の各支給時期における支給額が同額であること

☆イメージ(3月決算法人)

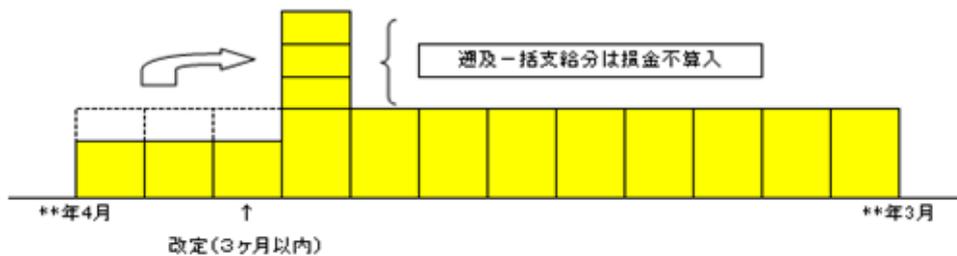


ただし、平成19年4月1日以後に開始する事業年度から職制上の地位の変更(例:平取締役→代表取締役)等による臨時改定事由により改定された場合も損金算入が認められるようになっています。

○参考

定時株主総会において役員報酬の増額改定を期首に遡って決議し、期首から決議前までにすでに支給された役員報酬に係る増額分を一括支給するケースは、定期同額給与には該当しない(事前確定届出給与、利益連動給与などの他の損金算入が認められる給与にも該当しない)ため、損金算入できません。

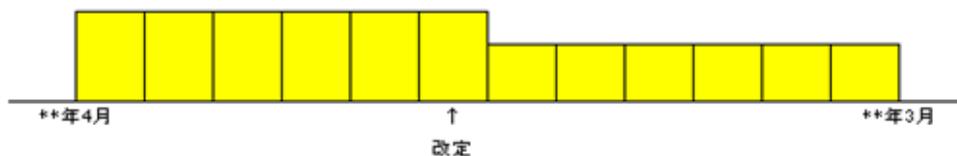
☆イメージ(3月決算法人)



2. 経営状況の著しい悪化等の理由により期中に減額改定された定期給与

減額改定であること。期首から3ヶ月を超えての増額改定の増額分は損金算入が認められません。

☆イメージ(3月決算法人)



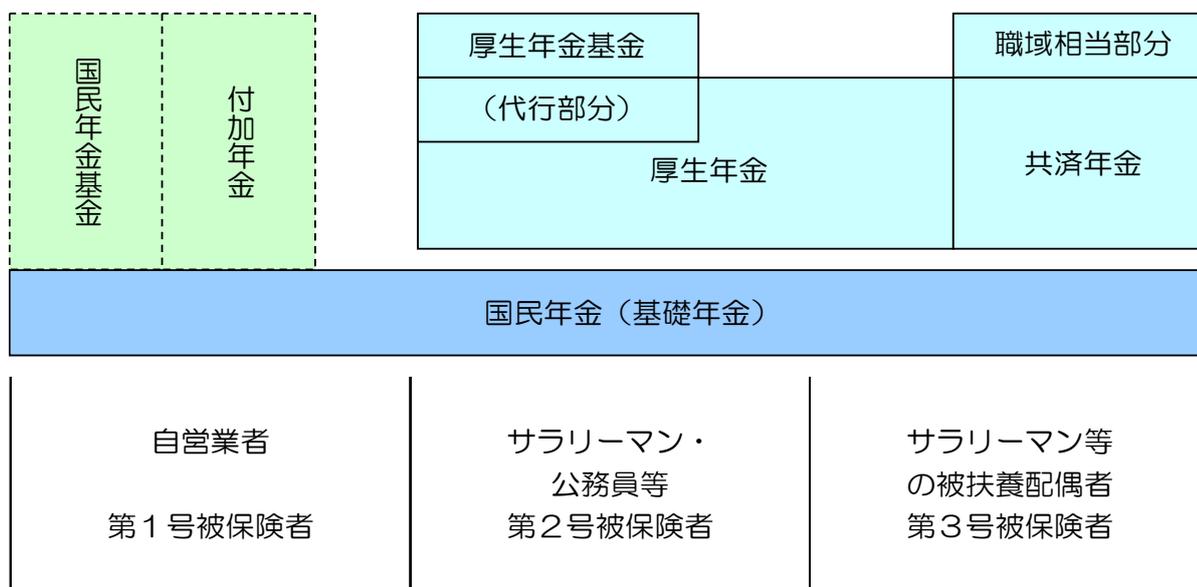
※どのケースにおいても不相当に高額な部分は損金算入が認められません。

役員給与を改定したものの、法人では損金にならず、かつ役員個人の個人所得の増加となってしまったのでは、税制面、社会保険料負担で不利に働いてしまいますので、改定時期についてご注意ください。 < 村 井 >

国民年金と厚生年金

●国民年金と厚生年金

日本の年金制度は、国民年金からは、すべての国民に共通する基礎年金が支給され、厚生年金など被用者年金からは、基礎年金に上乗せする報酬比例の年金が支給されるという、二階建ての年金給付のしくみをとっています。



●国民年金は基礎年金を支給

国民年金は、自営業者だけでなく、厚生年金などの被用者年金制度の加入者とその配偶者にも共通する給付として、①老齢基礎年金、②障害基礎年金、③遺族基礎年金の3種類の基礎年金を支給します。

●厚生年金は基礎年金に上乗せ

厚生年金が適用されている事業所に勤めるサラリーマン等は、国民年金と厚生年金の2つの年金制度に加入することになります。

厚生年金から支給される年金は、加入期間とその間の収入の平均に応じて計算される報酬比例の年金となっていて、図のように基礎年金に上乗せするかたちで支給されます。

●自営業者の場合は…？

サラリーマンは基礎年金に厚生年金が上乗せされていますが、自営業者（第1号被保険者）の場合にも上乗せとして、国民年金基金や付加年金（どちらか片方しか加入出来ません）の制度があります。

またこれらは所得税法上の社会保険料控除の対象となります。

地価調査

「都道府県地価調査」とは、国土利用計画法による土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するため、国土利用計画法施行令第9条に基づき、都道府県知事が毎年1回、各都道府県の基準地（平成20年は全国23,749地点）について不動産鑑定士の鑑定評価を求め、これを審査、調整し、一定の基準日（7月1日）における正常価格を公表するものです。

これは、国が行う地価公示（毎年1月1日時点）とあわせて一般の土地取引の指標ともなっています。

平成20年都道府県地価調査(抜粋)

(価格・円/㎡)

市町村名	住 所	H20年価格	H19年価格	変動率	市町村名	住 所	H20年価格	H19年価格	変動率
糸魚川市	南押上1丁目480番1	51,300	52,700	-2.7%	上越市	三和区下中2761番1	6,750	6,750	0.0%
糸魚川市	上刈2丁目328番	34,900	36,200	-3.7%	上越市	柿崎区三ツ屋浜字西砂原597番3	20,600	21,000	-1.9%
糸魚川市	大字大和川字砂原307番	24,000	24,800	-3.3%	上越市	大潟区土底浜字大舟間3311番	30,200	30,500	-1.0%
糸魚川市	大字梶屋敷字峪ノ下279番2	22,500	22,900	-1.8%	上越市	三和区北代字屋敷1066番2外	3,100	3,150	-1.6%
糸魚川市	横町3丁目254番8	48,000	49,300	-2.7%	上越市	頸城区百間町字中通663番1	16,300	16,500	-1.2%
糸魚川市	大字筒石字向ノ浜163番	11,900	12,100	-1.7%	上越市	吉川区原之町字東町1629番3外	9,900	10,000	-1.0%
糸魚川市	大字大沢字大沢561番7外	8,700	8,900	-2.3%	上越市	吉川区梶字屋敷2143番	3,680	3,700	-0.5%
糸魚川市	大字木浦字水込1021番	19,800	20,200	-2.0%	上越市	吉川区山直海字村屋1550番	2,000	2,080	-4.0%
糸魚川市	大字今村新田字前田666番	31,800	32,300	-1.6%	上越市	中郷区岡沢字汐下1360番1	5,400	5,450	-0.9%
糸魚川市	大字田海字前田5853番	19,300	19,700	-2.1%	上越市	中郷区片貝6番1外	6,800	6,950	-2.2%
糸魚川市	大町1丁目239番29外	78,800	83,700	-6.2%	上越市	大字上源入字春日割71番	17,900	18,000	-0.6%
糸魚川市	南寺島2丁目112番	22,600	23,300	-3.1%	上越市	西本町3丁目390番5外	61,600	66,200	-7.5%
上越市	板倉区熊川字下川原493番1外	10,300	10,400	-1.0%	上越市	南本町3丁目字春日町22番1外	44,000	45,000	-2.3%
上越市	大和1丁目587番12外	37,500	37,500	0.0%	上越市	本町3丁目147番	107,000	113,000	-5.6%
上越市	五智新町65番外	50,500	52,000	-3.0%	上越市	本町5丁目115番	133,000	141,000	-6.0%
上越市	大字大貫字上元山4110番3	32,300	32,300	0.0%	上越市	春日新田1丁目327番1	42,100	43,700	-3.8%
上越市	大字下源入字風網437番	49,900	50,300	-0.8%	上越市	木田1丁目505番1外	73,000	77,000	-5.5%
上越市	春日山町3丁目409番4	43,500	44,100	-1.4%	上越市	柿崎区柿崎字大門町6403番3外	36,500	37,000	-1.4%
上越市	清里区棚田字前田484番1	2,150	2,200	-2.3%	上越市	大潟区潟町247番	30,500	30,800	-1.0%
上越市	昭和町2丁目843番3外	42,100	42,700	-1.4%	上越市	板倉区針字西町782番1	16,600	16,800	-1.2%
上越市	板倉区久々野字森ノ木2829番3	1,270	1,280	-0.8%	上越市	柿崎区馬正面字下砂原1177番1外	30,200	31,500	-4.3%
上越市	西城町3丁目字東二ノ辻13番7	66,000	64,700	2.0%	上越市	大字下荒浜字大谷内横田133番外	26,500	27,600	-4.2%
上越市	名立区名立小泊字山王前489番	17,900	18,300	-2.2%	上越市	春日新田5丁目403番外	60,100	62,400	-3.8%
上越市	稲田4丁目92番	45,300	46,000	-1.5%	上越市	頸城区西福島字本田522番4	13,400	13,500	-0.7%
上越市	南本町2丁目字外馬塚227番1	46,700	47,100	-0.9%	上越市	大字東中島字式百歩1943番27	25,500	25,800	-1.2%
上越市	清里区馬屋字繕場777番1外	4,050	4,100	-1.2%	上越市	大字上中田字北前田390番1外	24,500	25,000	-2.0%
上越市	板倉区別所字前田62番1外	3,500	3,550	-1.4%	上越市	大字富岡字観音堂3048番4外	32,100	32,300	-0.6%
上越市	南高田町447番	38,600	39,800	-3.1%	上越市	大字中箱井349番1	14,100	14,400	-2.1%
上越市	清里区岡野町字諏訪507番1	7,400	7,500	-1.4%	上越市	桜町173番	26,600	27,000	-1.5%
上越市	大字遊光寺浜字南原23番11	22,200	22,500	-1.4%	上越市	大潟区潟町字屋敷割1573番4	12,700	12,900	-1.6%
上越市	中門前3丁目9番84外	24,800	25,000	-0.8%	妙高市	中央町94番31	38,500	40,000	-3.9%
上越市	春日野2丁目657番31	50,100	50,100	0.0%	妙高市	美守3丁目412番24	28,500	29,100	-2.1%
上越市	鴨島1152番	51,800	52,000	-0.4%	妙高市	広田町3358番15	19,500	20,300	-4.1%
上越市	幸町34番1	47,000	48,000	-2.1%	妙高市	白山町4丁目1294番8外	31,200	31,800	-1.9%
上越市	北城町1丁目48番36外	54,400	54,400	0.0%	妙高市	大字藤塚新田字東平238番7外	11,200	11,300	-0.9%
上越市	安塚区安塚字横町1004番1外	10,900	11,200	-2.8%	妙高市	大字坂口新田字井戸端159番3	7,250	7,450	-2.8%
上越市	安塚区須川字三王6449番外	1,970	2,010	-2.0%	妙高市	大字二俣字郷田切1526番412	5,000	5,400	-8.0%
上越市	安塚区和田字古川2382番6外	5,060	5,250	-3.8%	妙高市	大字関川字山柘谷内2275番13外	10,800	11,600	-7.4%
上越市	浦川原区有島字浦川原22番	14,700	15,100	-2.7%	妙高市	大字西田屋新田字南原128番6外	5,000	5,080	-1.6%
上越市	浦川原区横住字平田406番3外	1,780	1,800	-1.1%	妙高市	栄町530番11外	56,900	59,300	-4.2%
上越市	名立区森字南川原660番28	4,390	4,470	-1.8%	妙高市	大字田口字南288番2	36,200	38,800	-7.2%
上越市	名立区名立大町字町田道下1041番1外	20,600	21,000	-1.9%	妙高市	工団町15番32	13,800	13,900	-0.7%
上越市	大島区仁上字大官前3538番1	2,260	2,300	-1.8%					
上越市	大島区大平字上村2347番外	9,640	9,750	-1.1%					
上越市	牧区棚広字居平1813番外	1,270	1,290	-1.6%					
上越市	牧区柳島字柳島川原210番1外	6,220	6,340	-1.9%					

< 参考データ > 国土交通省HPより

< 倉 又 >

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料に係る社会保険料控除

Q1

扶養している親族の公的年金から長寿医療制度の保険料が特別徴収されている場合、特別徴収されている保険料は社会保険料控除の適用を受けることができますか。

A

特別徴収されている場合、その保険料を支払ったのは年金の受給者自身となりますので、その年金受給者にのみ社会保険料控除が適用されます。

Q2

扶養している親族の長寿医療制度の保険料を年金の特別徴収から、世帯主である私の口座振替に変更しました。社会保険料控除の適用を受けることができますか。

A

平成20年10月以降の保険料については、市区町村等へ一定の手続きを行うことにより、年金からの特別徴収に代えて、被保険者の世帯主又は配偶者が口座振替により保険料を支払うことが選択できることとされました。ご質問場合、口座振替により保険料を支払った者が社会保険料控除の適用を受けられます。

Q3

長寿医療制度の保険料を年金の特別徴収から、口座振替に変更するにはどうしたらいいですか。

変更手続きの流れ ～ 糸魚川市の場合 ～



※ 口座振替は、原則として手続き終了後2ヶ月後からの開始となります。

上記は、糸魚川市の場合を紹介しましたが、各市町村によって変更手続きが異なります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。

< 池原 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
10月23日(木) 午後6時30分～	テレモ経営研究会 「その差は使命感！」 (住宅メーカー 土屋ホーム) ビデオ研修	加藤森宛理士事務所	加藤輝守	1,000円

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

10人の人たちがいたら、同じ誕生日(月日)が一組存在する確率は11.7%。20人だと41.1%、30人だと70.6%。60人の時はなんと99.4%の確率で一組は存在するという。あくまで確率の話ではあるが、皆さん自社の人数で実際に調べてみられては?

教育マガジン「おもしろ雑学集より(担当:小澤)





休日カレンダー



10月 (神無月) October

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4 田中・廣川
5	6	7	8	9	10	11 池原・原
12	13 体育の日	14	15	16	17	18 伊藤・村井
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日にも元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



10月の税務

- 10月10日 平成20年9月分源泉所得税・住民税の納付
- 10月15日 特定農業所得者への予定納税基準額等の通知
- 10月31日 平成20年8月決算法人の法人税等・消費税確定申告
平成21年2月決算法人の法人税等中間申告
平成21年2月決算法人の消費税中間申告
平成20年5月・2月・平成20年11月決算法人の消費税中間申告

あしがき

すっかり秋らしくなりました。毎日通る道沿いの田んぼの稲刈りも終わり、通勤途中すっかり秋だなと感じています。私は稲刈りの終わった田んぼを見ると少し寂しい気がします。田植えの時期は毎年わくわくするのに、稲刈り後はもうすぐ冬になるからでしょうか。

でも冬は次の田植えシーズンに向けての準備期間とも思います。来年に向けて私も頑張っていきたいなと思います。

< 丸 田 >